

令和元年12月16日

地域・学校関係者の皆様

埼玉県立豊岡高等学校
校長 町田 邦弘

留守番電話対応についてのお願い

寒冷の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本校では、令和元年9月に公表された埼玉県教育委員会による「学校における働き方改革基本方針」を受け、教職員の働き方改革について検討してまいりました。その中で教職員の負担軽減を図る目的として、令和元年12月25日より、以下の通り教職員の勤務時間外の電話はメッセージによる留守番電話対応とさせて頂くことと致しました。

地域・学校関係者の皆様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願い致します。教職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時までとなっております。留守番電話対応時間の前に全教職員が退勤する場合がございますので、なるべく勤務時間内にご連絡頂きますようお願い致します。

記

1 留守番電話対応となる時間帯

(1) 学校休業日

午後6時から翌日午前8時まで

(2) 学校休業日（土・日曜日、祝日等、12月29日から翌年1月3日まで）

終日

(3) 長期休業中の平日（月曜日から金曜日まで）

午後5時から翌日午前8時30分まで

2 その他

(1) 留守番電話には録音機能はございません。

(2) 以下に『学校における働き方改革基本方針（概要）』を掲載しておきますので、ご参照ください。

問い合わせ：

埼玉県立豊岡高等学校 教頭

電話 04-2962-5216

学校における働き方改革基本方針(概要) 令和元年度～令和3年度版

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

2 調査から見えてきた教諭の働き方の現状(平成28年度 勤務状況調査)

- (1) 在校時間
- ① 勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合(土日を除く)
[小学校]78.5% [中学校]81.2% [高校全日制]54.2% [特別支援学校]35.9%
 - ② 勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合(土日を除く)
[小学校]23.4% [中学校]31.6% [高校全日制]10.8% [特別支援学校]3.5%

(2) 勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容

[小学校]授業準備44.2% 学級経営25.6% [中学校]授業準備32.2% 部活動24.7% [高校全日制]部活動28.1% 授業準備26.2%
[特別支援学校]授業準備36.8% 校務分掌12.5% ※校務分掌とは、進路指導や生徒指導など学校運営上必要な業務分担任をいう。

3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

4 目標

教員^{*1}の在校等時間の超過勤務^{*2}の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文部科学省)」で規定された「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」とする。

^{*1} 行政職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。
^{*2} 「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間である。

5 目標達成に向けた四つの視点

- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 保護者や地域の理解と連携の促進

先行事例の紹介

- 国の委託事業「学校における業務改善加速事業」や各学校・他道府県の成果
- 業務改善の取組
スクール・サポート・スタッフの配置、業務改善会議の実施、行事・会議・教材研究等の効率化促進、不要な業務等の見直し
- ワーク・ライフ・バランスの推進 等

十

6 フォローアップ

- ICカード等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- 「多忙化解消・負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- 教育局職員によるフォローアップ委員会での取組状況の評価・改善